



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社メガネトップ
代 表 者 名 代表取締役社長 富澤昌三
(コード番号 7541 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 高柳正雄
(TEL. 054-275-5000)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 27 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、公告方法を日本経済新聞への記載から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合の措置についても定めるものであります。(変更案第 4 条)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 単元未満株主の権利を明確にする旨の規定 (変更案第 9 条)
 - ② 株主総会参考書類等をインターネットにより開示できる旨の規定 (変更案第 15 条)
 - ③ 取締役会の決議について、書面または電磁的記録により可能とする旨の規定 (変更案第 25 条)
- (3) 「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) の施行により、定款の定めがあるものとみなされる事項を明確にするため、以下のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 株式に係る株券を発行する規定 (変更案第 8 条)
 - ② 株主名簿管理人を置く規定 (変更案第 11 条)
 - ③ 取締役会を置く規定 (変更案第 18 条)
 - ④ 監査役及び監査役会を置く規定 (変更案第 27 条)
 - ⑤ 会計監査人を置く規定及び会計監査人に関する規定 (変更案第 34 条～第 37 条)
- (4) 上記のほか、定款上で引用する条文を会社法の相当条文に、また旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、合わせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。さらに上記変更に伴い、条数の繰り下げ等、定款全般にわたり、所要の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日 (水曜日)

定款変更の効力 平成 18 年 6 月 28 日 (水曜日)

以 上

別紙

現行定款の一部を、次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社メガネトップと称し、英文ではMEGANE TOP CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. メガネ、コンタクトレンズ等の小売業 2. 前号のフランチャイズ形態による販売店の経営 3. メガネフレームの製造及び販売 4. 写真の現像及び焼付け業務 5. 損害保険代理業 6. 不動産の所有、売買、賃貸借、管理に関する業務 7. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を静岡市に置く。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数及び株式の消却) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数は、1,680万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数は、1,680万株とする。</u></p>

<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社が発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式に関する取り扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
---	--

<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 当社の株主名簿及び実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務はこれを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>
--	--

序により、他の取締役がその任に当たる。

(新 設)

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(新 設)

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、複数の株主を代理人とする場合には、当社の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

<p>(員 数) 第16条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選 任) 第17条 取締役は株主総会において選任する。 2 取締役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任の決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第19条 当社は、<u>代表取締役は、取締役会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会の決議により、<u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に事故あるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u> 2 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(員 数) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(選 任) 第20条 取締役は株主総会<u>の決議によって選任する。</u> 2 取締役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任の決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会はその決議によって、<u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> 2 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面ま</u></p>
---	---

<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第23条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第26条 監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第27条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までに、その通知を發する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮す</p>	<p>たは電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第27条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までに、その通知を發する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>
--	---

<p>ることができる。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) <u>第28条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) <u>第29条</u> 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当) <u>第30条</u> 利益配当金は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(報酬等) <u>第33条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) <u>第34条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任) <u>第35条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期) <u>第36条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等) <u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) <u>第38条</u> 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) <u>第39条</u> 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払う。</p>
--	--

<p>(中間配当)</p> <p>第<u>31</u>条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>32</u>条 利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日より3年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第<u>40</u>条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下中間配当金という。)することができる。</p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第<u>41</u>条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>
---	---

以上